

<資料1>

次期岡山県消費生活基本計画の策定について

1 消費者基本計画の位置付け

岡山県消費生活基本計画は、岡山県消費生活条例第9条第1項の規定に基づき、県行政の各部門における消費者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する基本計画であり、また、消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づき、国の「消費者教育の基本的な方針」を踏まえて策定する県消費者教育推進計画である。

平成18年3月に策定後、3度の見直しを経て、計画期間が平成28年度から令和2年度までの「第3次岡山県消費生活基本計画」を策定したが、来年度（令和2年度）が最終年度となることから、以降の消費者施策の指針となる次期基本計画を策定する。

2 基本計画策定の進め方

(1) 県民参加型による計画策定

計画策定に当たっては、県民意識調査や県民提案制度により、県民からの多様な意見や要望を反映させる。

①県民意識調査

調査対象：岡山県内在住の満18歳以上の男女2,500人

調査内容：県民の消費生活に関する意識や要望を把握し、消費者行政を推進するために調査を実施する。

②県民提案制度

計画素案に対して、県民提案制度（パブリックコメント）を実施し、寄せられた意見を反映させながら、素案の修正・見直しを行う。

(2) 県消費生活懇談会による審議

県消費生活懇談会に諮り、消費者、生産・流通関係者、学識経験者、教育関係者等の意見を反映させる。

3 基本計画策定スケジュール（予定）

令和2年6月 消費生活に関する県民意識調査を実施

8月 県消費生活懇談会で策定方針・骨子（案）を審議

11月 県消費生活懇談会で素案を審議・パブリックコメントの実施

令和3年2月 県消費生活懇談会で最終案を決定

4 次期基本計画策定に係る重要な視点について（例示）

(1) 消費者教育の推進について

成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が2022年4月に施行されることから、若年者を対象とした消費者教育の推進を図る。

(2) 高齢者等の消費者被害防止について

近年、高齢者や障害者を中心に深刻化している悪質商法や特殊詐欺などによる消費者被害を防止するため、次期消費者基本計画においても地域での見守りの取組を進める。

(3) 国連の持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた消費者行動の推進

持続可能な生産と消費を共に推進していく必要があるとの認識の下で、消費活動において大きな役割を担う消費者や市民の主体的な取組を促進する。